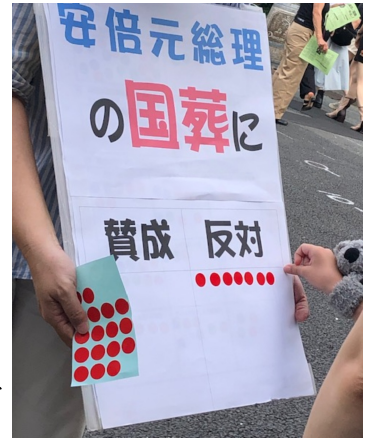


国葬反対

保坂区長へ申し入れ



下北沢でシール投票

日本共産党世田谷地区委員会と区議団は、9月6日、保坂区長宛に「安倍晋三元首相の「国葬」に反対し、弔意の強制を行わないよう求める申し入れ」をおこないました。

める声が広がっています。

半旗、黙とう等の特段の対応はしない

冒頭、尾中地区委員長が申し入れを読み上げ、安倍氏の家族葬が行われた7月に区役所庁舎に、弔意を示す半旗が掲げられたことに対し、説明を求めました。

保坂区長は、「あのような亡くなられ方をされ、痛ましいという気持ちがあり、弔意をあらわすことはしていいだろう」との判断だったと説明。

さらに、国に対し中止を求めるかについては明言しませんでした。「国葬令は失効しており、日々反対の世論が高まっている中で、岸田首相も自治体や学校に対し弔意を強制しない」としている。区としても弔意を強制しない。」と述べました。

翌7日に行われた記者会見でも「区庁舎や学校等での何らかの行動をする、例えば半旗とか黙祷等の特段の対応はしないという方針で臨みたいと思っております。既にこのような考え方だということは教育委員会にも伝えているところです。賛否が分かれていく中で、このことで分断が新たにおこったりすることがないように望みたいと思っております。」と再度、弔意を区民に強制しないことを明言しました。

9月20日から始まる区議会でも、引き続き国葬中止を求め、論戦していきます。

日本共産党世田谷区議団

〒154-0017 世田谷区世田谷4-21-27

TEL : 5432-2791~2 FAX : 3412-7480



写真：左から たかじょう訓子区議、坂本みえこ区議予定候補、保坂区長、尾中地区委員長、川上耕一区議予定候補、江口じゅん子区議、中里光夫区議

「国葬」の実施に反対し、国に対して中止を求めよ

申し入れ（要旨） ※裏面参照

1、安倍晋三元首相の「国葬」の実施に反対し、国に対して中止を求めること

2、自治体として、区庁舎や学校など公共施設に半旗を掲げたり、区民や職員に対し、黙祷を促すなど弔意を強制することは絶対に行わないこと

「国葬」の是非について異論や疑問が相次ぎ、メディアの世論調査では反対が多数となっています。世田谷区内でも街頭で「国葬」中止を求める署名、スタンディング行動などが取られ、多くの区民団体が「国葬」に反対する申し入れを区に行うなど、区民の「国葬」中止を求

2022年9月6日

世田谷区長
保坂 展人 様

日本共産党世田谷地区委員会
日本共産党世田谷区議団

安倍晋三元首相の「国葬」に反対し、弔意の強制を行わないよう求める申し入れ

安倍晋三元首相が7月8日、奈良市内で街頭演説中に銃撃を受け亡くなりました。日本共産党の志位和夫委員長は、政治的立場の違いを超えて哀悼の意を表明しました。無法な暴挙であり、いかなる理由があっても許されません。

岸田内閣は安倍元首相の「国葬」を9月27日に行うことを閣議決定しました。しかし、「国葬」を定めた法律は今の日本にはありません。また、特定の個人の葬儀費用を税金で執行することは、法の下での平等、思想や良心・信教・表現の自由、財政民主主義を定めた憲法に反するものです。さらに安倍元首相の政治的な業績に対する評価は定まっておらず、むしろ「モリカケ・サクラ疑惑」など行政の私物化や、国会軽視、官僚統制のあり方などに厳しい批判があります。加えて、連日報道される旧統一教会と政治との癒着の中心に安倍氏が存在していたことは、同氏の評価をさらに厳しいものにしていきます。

「国葬」の是非については異論や疑問が相次ぎ、メディアの世論調査では反対が多数となっています。世田谷区内でも街頭で「国葬」中止を求める署名、スタンディング行動などが取られ、区民団体が「国葬」に反対する申し入れを区に行うなど、区民の「国葬」中止を求める声が広がっています。このような国民の懸念に耳を貸さず「国葬」実施をすすめる岸田政権の責任は重大です。

「国葬」の実施は、国家として安倍元首相を全面的に礼賛する評価を固定させ、国民に弔意を強制し、「憲法9条改憲」などへの政治利用につながります。弔意というのは誰に対するものであっても、弔意を示すかどうかも含めて、すべて内心の自由にかかわる問題です。区庁舎や学校など公共施設に半旗を掲げたり、黙祷を促すことは、区民の内心の自由を脅かす重大な問題となりかねません。

世田谷区が7月に、家族葬という私的な葬儀において庁舎に半旗を掲げたことは、不適切であり、なぜ実施したのか区長から区民へ説明が必要です。

日本共産党は、「国葬」の実施に断固反対し、保坂区長に以下2点を申し入れます。

記

- 1 安倍晋三元首相の「国葬」の実施に反対し、国に対して中止を求めること
- 2 自治体として、区庁舎や学校など公共施設に半旗を掲げたり、区民や職員に対し、黙祷を促すなど弔意を強制することは絶対に行わないこと